

議 長 日程第10「議案第50号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第50号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について。次のとおり、松田町寄テニスコートの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄テニスコート。所在地、松田町寄4116番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）。

平成29年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第50号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について御説明をいたします。

1枚おめくりいただき、参考資料1より順次お願いいたします。この指定管理の選定につきましては、管理センターと同様に、町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づく、募集によらない指定管理者の候補者でございます。指定管理者の申し込みを平成29年11月20日に、有限会社みやまの里代表取締役 大館一郎氏より受理しております。指定管理の対象名称は松田町寄テニスコート、所在地は松田町寄4116番地です。

次のページ、指定管理施設運営事業計画書です。この表、このページの上の表、事業内容につきましては、（1）テニスコート施設の維持管理業務、（2）利用許可、（3）利用料の收受等でございます。

次のページ、経営方針及び運営方法に関する基本的な考え方につきましては、1の組織体制から次のページ、8のその他運営に当たっての提案等まで記載しております。お目通しをいただきますようお願いいたします。

次のページの指定管理施設収支計画書でございます。今回は平成30年度から平成34年度までの5年間です。営業収入としまして、平成28年度の実績をもとに、また今後の利用の増を計画目標として各年度増加を見込んでおります。支出では、事務員給与手当等から以下、消耗品費、光熱水費、修繕料、事務運営費、衛生費、施設整備費まで合わせて各年度の収入と同額で計画しております。大規模修繕につきましては、町と協議により実施ですが、管理センターと同様に何かあったときのために施設整備費ということで積み立てをしているものでございます。

次のページ、参考資料2をおめくりください。私から選定委員会委員長に選定を依頼したものでございます。

最後のページ、参考資料3ですが、選定委員会委員長から町長への選定結果についての報告でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと…。

8 番 小 澤 ちょっと気になったのがね、これは賃金、給与のところですね、何ページになるかな。経営方針及び運営方法に関する基本的な考え方の中で、社員が常勤1名、時給960円で、実働7.5時間なんですよね。休みを1時間抜くと。非常勤のほうが日当だと1万円で、非常勤のほうが高いということ。

教 育 課 長 この給与費につきましては、常勤として960円というのは、町の事務職員の時間単価に合わせたものでございます。非常勤につきましては、外作業ほか、そういった労務の関係がございますので、平均した金額で日当1万円、半日当5,000円ということで計画をしております。

8 番 小 澤 そうすると、非常勤が半日で5,000円、常勤の人が半日行くと、これ3.5時間で、何か非常勤のほうが要するに時間単価にすればいいようにとれちゃうんだけど、それでいいのかな。

教 育 課 長 資料に記載のとおり常勤で事務職ということと、非常勤は毎日、非常勤という名称のとおり毎日労務をしているわけではございません。外作業とかそういつ

た大変な草刈り作業とかしておりますので、そういったところで単価が違うものでございます。

8 番 小 澤 それはそれでいいですけどね、ただ日常勤めている人はやはり業務に対してもベテランになっていて、それなのに今の非常勤の方はそのときにちょっと頼むんだよということなんだけれども、時間単価が常勤でいるほうが安いということに対してちょっと割り切れない気持ちもしていますけども。担当課長がそれでいいんですよという、今までのがやっぱりそうだったんですか。それならそれでわかりますけれども、ちょっと違和感を感じました。

教 育 課 長 この人員の組織体制につきましては、今までの雇用形態のとおりでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります…。

1 番 平 野 ごめんなさい。この表の一番下の賃金を管理センター事務員が兼務しているため15%がテニスコート分として算出しているということで、先ほどの管理センターのほうの給与手当分の、これはどういうふうに読めばいいんですか。兼任というのは、これはこれとこれを足した金額が…足しちゃいけないのか。ちょっとその辺の読み方がわからないんですが、教えてください。

教 育 課 長 管理センターの宿泊施設の窓口業務とか、そういったものをやっております。その中でテニスコートの受付等もやっておりますので、その収入の割合とか、そういった時間の割合によってパーセンテージを出しておるものでございます。

1 番 平 野 それは文章でわかるんですが、数字はそういうふうに出すんだよということで、結局でも兼任ということは同じ方がもらっているということになるんですよ。そうすると、これを足した金額がこの何というか、この兼任しているその職員の収入になるという、そういう解釈ですか。ちょっとよくわからないんですが。

観 光 経 済 課 長 それでは、すいません、みやまの里のですね、お仕事…失礼しました。みやまの里のですね、仕事を担当しています観光経済課のほうから御説明させていただきますと、全体の年間ですね、賃金を100としますと、管理センターに

かかっている経費が約70%、それからみやま運動広場にかかっている経費が15%、それからテニスコートにかかっている部分が15%という形ですね、これはあくまでも振り分けということになりますが、そのような形ですね、賃金のほうの算出をさせていただいてですね、各施設ごとのですね、予算計上をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。説明につきましては以上です。

1 番 平 野 全部を足したのがその方の給与というふうに考えればいいということですね。
はい。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第50号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。